

平成 29 年 2 月 27 日

「GNSS 測量による標高の測量マニュアル」一部改正について

国土地理院

「GNSS 測量による標高の測量マニュアル」の主な改正点とその理由は以下の通りです。

(主な改正点)

- 1 セミ・ダイナミック補正は行わないこととする
- 2 観測の良否を判定する指標から「新点の楕円体高の標準偏差」を削除する

(改正理由)

改正前のマニュアルでは、三次元網平均計算において既知点の座標および楕円体高はセミ・ダイナミック補正による今期座標とするよう規定していました。しかし、既知点の高さ方向の成果には水準測量により得られた標高成果を使用しており、元期の基準日*以降に地震等による地殻変動を踏まえて標高成果を改定している地域でセミ・ダイナミック補正を行うと、元期からの地殻変動量が二重に補正されることから不整合が発生します。このため、セミ・ダイナミック補正を行わないようマニュアルを改正しました。

※元期の基準日：西日本 1997 年 1 月 1 日、東日本 2011 年 5 月 24 日

また、観測の良否を判定する指標として、三次元網平均計算における「新点の楕円体高の標準偏差」を用いていました。今回の改定によりセミ・ダイナミック補正を行わないため、地殻変動の影響による水平位置の変動が新点の楕円体高に影響することとなり「新点の楕円体高の標準偏差」では観測の良否が判定できなくなったため、「新点の楕円体高の標準偏差」は削除しました。なお、観測の良否の判定は「既知点間の楕円体高の閉合差」で評価します。

以上